

## (社説) 参院審議 歯止めなき「違憲」法案

朝日新聞 2015年7月31日 05時00分

政府の説明を聞けば聞くほど納得できなくなる。

参院に移った安全保障関連法案の審議で、改めてあらわになったのは、歯止めを欠いた法案の危うさである。

象徴的なのは、南シナ海での戦時の機雷掃海だ。

安倍首相は、集団的自衛権を使って南シナ海で機雷除去を行う可能性について「(武力行使の) 新3要件に当てはまれば、対応していく」と述べた。

同じ首相が、先月の衆院審議ではこう言っていた。「南シナ海には迂回路(うかいろ)がある。なかなか想定しえない」

首相がこだわっていた中東のホルムズ海峡は、遠い。日本の存立が脅かされる「存立危機事態」が起きると言っても幅広い国民の納得を得るのは難しい。そこで今度は、中国の進出が目立つ南シナ海を強調し始めたように見える。

「想定しえない」から「対応していく」へ。わずか2カ月で変化した首相答弁は、拡大解釈の余地を大きく残した法案の無限定な性格を映し出す。

米軍など他国軍への兵站(へいたん)(後方支援)についても、質問者が突けば突くほど、法案の対象が広がっていく。

共産党の小池晃氏が「米軍のミサイル、戦車は運べるか」と問うと、中谷防衛相は「除外した規定はない」。ロケット弾の提供についても「排除する規定はない」。爆撃に向かう米軍の戦闘機に空中給油することも否定しなかった。

これだけ対象が広がっても、憲法が禁じる「武力行使との一体化」にはあたらないというのだから、驚くばかりだ。

小池氏はさらにこう問うた。「米軍ヘリが敵の潜水艦を攻撃し、海上自衛隊のヘリ空母(護衛艦)に着艦して燃料補給を行う。こういう活動が可能になるということか」

中谷防衛相はこれも否定せず「海自の護衛艦は魚雷の攻撃を受けない安全な場所で活動を行う」と答弁した。

兵站を担う護衛艦が常に安全な場所にいられるはずがない。戦場の現実を無視した机上の空論と言うほかない。

首相はきのうの集中審議で、集団的自衛権の行使を容認しても「(他国の) 戦争に巻き込まれることは絶対にないと断言したい」と述べた。

何を根拠に「絶対に」と言い切れるのか。政権が正しいと言えば正しい、安全だと言えば安全だ、合憲だと言えば合憲だ、そういうことなのか。

これで国民の納得がえられると思っているなら、甘すぎる。

## 社説: 安保転換を問う 存立危機事態 想定がころころ変わる

毎日新聞 2015年07月31日 東京朝刊

集団的自衛権を行使する「存立危機事態」とはどんな場合かを想定した、政府の国会答弁が揺れている。

南シナ海で集団的自衛権を使って停戦前の機雷掃海をする可能性について、安倍晋三首相は衆院審議では「南シナ海は迂回(うかい)路がある。なかなか想定しえない」と否定的だった。

ところが、参院の特別委員会で、首相は「南シナ海は迂回ルートなどもあるので想定しにくい」と断ったうえで、「基本は(武力行使の)3要件に当てはまれば対応していく」と軌道修正した。

短期間の変化は、集団的自衛権の3要件があいまいで、政府の判断次第で解釈が変わり得ることを示す。何のために行使が必要かという、立法事実の希薄さも反映している。

政府は、シーレーン上の海峡が機雷封鎖されて原油の輸入が滞り、日本の存立が脅かされる「存立危機事態」にあたると判断されれば、集団的自衛権を行使して機雷掃海するこ

とが可能になるという。

だが、仮に南シナ海のマラッカ海峡に機雷が敷設されたとしても、首相自身が認めているように、他の海峡を通るなどの迂回ルートがあるため、ただちに原油の輸入が止まるとは考えられない。

それに広い海域に、どの国が何を目的に機雷をまくのか。南シナ海は日本だけでなく、中国など他の国々にとっても重要なシーレーンだ。

それでも、首相が南シナ海の機雷掃海に前向きな発言をしたのは、中東のホルムズ海峡での機雷掃海という事例が根拠を失いつつあり、説明がつかなくなってきたためだろう。

遠く離れたホルムズ海峡での機雷封鎖を「存立危機事態」と認定するのは無理がある。また、イランと欧米などは、核開発を制限する見返りに制裁を解除することで合意した。制裁解除で原油輸出を増やそうとしているイランが海峡を封鎖するというシナリオは現実離れしている。

首相は当初、ホルムズ海峡での機雷掃海を集団的自衛権の代表例としていたが、その後「典型例でなく、海外派兵の例外」と修正した。

首相が南シナ海の機雷掃海を排除しなかったのは、中国の台頭など安保環境の変化を訴えることで、憲法違反との批判に対抗する狙いもありそうだ。南シナ海でも集団的自衛権を行使する選択肢を残すことで、中国への抑止力とする思惑もあるだろう。

安全保障関連法案では、「存立危機事態」の認定にあたっては政府が総合的に判断する仕組みだ。だが、事態の想定がこんなにころころと変わるようでは、政府を信頼して判断を任せることは到底できない。

## 磯崎首相補佐官 法的安定性損ねる暴言

東京新聞 2015年7月31日

安全保障法制関連法案をめぐる参院特別委員会の審議では、法的安定性が再び論点になった。「関係ない」との発言が首相官邸内から飛び出し、政権の本音では、との疑念が強まっているからだ。

二十七日に参院で審議入りした安保法案はきのう、安倍晋三首相も出席して三日間開か

れた特別委員会での総括質疑と集中審議を終えた。来週からは週三日の定例日を設けて審議する、という。

参院特別委で野党側が厳しく追及したのは、磯崎陽輔首相補佐官が二十六日の講演で、安保法案に関連して「法的安定性は関係ない。時代が変わったのだから政府の（憲法）解釈は必要に応じて変わる」と述べたことだった。

法的安定性は憲法を頂点とする法体系や解釈、適用を頻繁に変えずに安定させ、人々の法に対する信頼を守る法治国家の大原則だ。時の権力者が勝手に憲法解釈を変えてしまえば、憲法が権力を制限する「立憲主義」は崩れる。

首相はきのうの特別委で、磯崎氏を電話で注意したことを明らかにし、「法的安定性を確保するのは当然だ」と答弁した。

歴代内閣が憲法違反としてきた集団的自衛権の行使を一転容認した昨年七月の閣議決定について、首相は「憲法解釈としての論理的整合性と法的安定性は維持されている」と強弁してきた。

しかし、多くの憲法学者や元内閣法制局長官が指摘するように、現行憲法は他国同士の戦争に参戦する集団的自衛権の行使を認めておらず、一内閣の判断で憲法解釈を変えてしまうこと自体が法的安定性を損ねている。

磯崎氏は安保政策を担当し、憲法解釈を変更した閣議決定や安保法案づくりを主導してきた。

その際、磯崎氏には安全保障上の必要性さえ掲げれば、憲法をどう解釈しても構わない、との誤った考えがあったのだろう。「法的安定性は関係ない」との発言は、つい本音が出たのではないか。

「憲法違反」の安保法案に反対する国民の声には耳を傾けようとはせず、法案成立を急ぐことは、法的安定性を損ね、憲法の平和国家理念、専守防衛政策に対する重大な挑戦である。

誤った考えでつくられた法案を成立させるわけにはいかない。

特別委は磯崎氏を三日に参考人招致することを決めたが、首相は磯崎氏を更迭し、安保

法案を撤回すべきだ。安保政策の見直しが必要なら、法的安定性を重視する補佐官の下で出直すべきである。

## 「後方支援」の実態

## 「命が危険」こそ国際的常識だ

赤旗 2015年7月31日(金)

参院で本格的な審議が始まった戦争法案は、海外で戦争をしている米軍をはじめ外国軍隊に対し、自衛隊が、従来は活動が禁止されていた「戦闘地域」であっても、輸送や補給などの「後方支援」(兵站 [へいたん]) を行うことを可能にしています。政府は、「後方支援」は「安全な場所で行う」とか、「他国軍隊の武力行使と一体化しない」といった弁明を繰り返しています。しかし、日本共産党の小池晃副委員長が安保法制特別委員会の質問(29日)で示したように、政府の弁明は、戦争の実態からも、国際的な常識からも、あまりにかけ離れていることは明白です。

### 戦争の現場で実際何が

安倍晋三首相は、戦争法案が定める「後方支援」について「危険を回避し、安全を確保することは当然だ。これは国際的な軍事常識と言ってもよい」「相手の攻撃対象となることは明らかといった指摘は当たらない」などと述べています。ところが、実際の戦争の現場では何が起きているのか。

小池氏が明らかにしたのは、アフガニスタンやイラクで部隊や前進基地に補給する燃料や水などの輸送中に攻撃を受け、多数の死傷者が出ていることを分析した米陸軍の報告書です。両国での補給任務中の死傷者は5年間(2003~07米会計年度)で3000人を超え、陸軍の死傷者全体の10~12%を占めるなど、極めて深刻なことが分かります。

例えば、アフガンでは07会計年度に燃料の輸送任務は897回に上り、輸送車隊が武装勢力の襲撃などを受けて38人の死傷者が出ています。24回の輸送ごとに1人の死傷者が出た計算です。報告書が「戦域での軍隊に対する燃料・水の補給は命がけだ」と強調している通り、補給や輸送の兵站は極めて危険な活動に他なりません。

米海兵隊の計画文書も「アフガンでは険しい地形や困難な天候条件の中で燃料や水をトラックで長距離運ばなければならない。輸送車隊は伝統的戦闘や非対称の攻撃(テロ攻撃など)に脆弱(ぜいじゃく)で攻撃目標になる」として、護衛のために戦闘部隊を転用せ

ざるを得ない状況を問題にしています。

「兵站は軍事攻撃の格好の標的であり、対テロ戦争のような、相手が無秩序に突然の攻撃を仕掛けてくる攻撃には最も弱い」（小池氏）のが現実であり、これこそ「国際的な軍事常識」です。

小池氏が暴露した海上自衛隊の内部資料も重大です。

戦争法案を説明した同資料には「後方支援」の「実際の運用を踏まえたイメージ」として、敵潜水艦への攻撃を行う米軍の対潜哨戒ヘリに対し、海自のヘリ空母が燃料を補給する図が描かれています。海自ヘリ空母が敵潜水艦の魚雷の射程外にあるという条件が付いているだけで、給油のほか弾薬提供や整備も可能だとしています。「世界中の誰が見ても、自衛隊が（米軍と）一緒に戦争している、一体となって武力行使をしている」（小池氏）ことにしかありません。

### **違憲の法案は必ず廃案に**

戦争法案で可能になる「後方支援」が「他国軍隊の武力行使と一体化しない」という説明はもはや成り立ちません。「後方支援」は戦闘を呼び起こし、米軍の武力行使とも一体化する一。違憲性がいよいよ明白な法案は廃案しかありません。